

大阪の部落史通信 7

記事

- 史料紹介～泉州日根郡谷川村の被差別民 ..(1)
- ～町村会議録にみる戦前の部落 ..(4)
- 史料収集の動き～衛星都市議会議事録 ..(3)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』 ..(6)
- 再考～解放令以前の「渡辺村の歎願書」 ..(7)
- ひと～堀田又吉 ..(9)

発行 大阪の部落史委員会
〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

史料紹介

泉州日根郡谷川村の被差別民について

藤本清二郎 (和歌山大学)

和泉国日根郡谷川村 (現大阪府泉

南郡岬町) の和田家文書の一部が和歌山大学紀州経済史文化史研究所に所蔵されている。わずか四〇点ばかりであるが、「部落史」研究で注目すべきものが二、三点含まれているので、本紙の紙面をかりて紹介させていただきます。

〔史料1〕は、元禄一〇(一六九七)年に幕府が国絵図調製を命じたことに対応して、村方から必要事項を記して提出したものの控である。谷川村は貞享元(一六八四)年から土屋政直(大坂城代・老中など)の所領となったが、元禄国絵図の内、和泉国を担当したのは岸和田藩主岡部長泰である。おそらく指出帳作成の指示は大坂町奉行↓陣屋↓大庄屋へと伝えられ、逆のルートで提出されたと推測される。

この史料によれば、同村には「墓守」と「皮多」身分の村民が数軒ずつ居住していたことがわかる。この史料よりも若干早い元禄七(一六九

〔史料1〕 ※目録番号20・豎帳
〔表紙〕 元禄十一年
泉州絵図被仰付目録指上ヶ申扣
四月廿五日 谷川村

御国並高五百八拾九石九斗八升三合 谷川村

一高七百四拾五石壹斗五升 桑山伊賀守殿御検地高

一高四百貳拾五石三斗三升 伊丹利右衛門殿無地增高

外 貳口合千七百七拾石四斗八升

一高八石六升 午ノ新開

一高拾五石八升八合 子浜屋敷

一米貳拾三石壹升五合 山年貢

一銀百八拾四匁 浦役

一家数四百八拾七軒 本家柄在家共

一人数貳千五百三拾四人 右同断

内 男千三百七拾壹人
女千百六拾三人

一家数貳拾壹軒 入江新家

一人数六拾六人 右同断

内 男三拾壹人
女三拾五人

一家数貳軒 墓守

一人数貳拾四人内 男拾三人
女拾壹人

一家数三軒 皮多

一人数拾九人内 男拾人
女九人

(以下略)

四)年の「土屋氏領分村方大概帳」³⁾には「墓守」二軒・二三人(男一三人・女一〇人)「穢多」三軒・二一人(男一〇人、女一一人)とある。

この二つの史料は、現岬町の同和地区の前身について知ることのできる最も早いものである。また管見の限り、いずれの地誌、絵図にも彼らの存在はふれられていない。これらの点で貴重である。なお、関東大名である土屋氏(常陸・土浦)は、泉州の岡部氏が「皮多」と捉えた身分(岸和田藩領では「皮田」が公称)を、「穢多」と認識し、表記させているのである。

〔史料2・3〕は享保一七(一七三二)年、西日本一帯を襲った凶作(蝗害)に対してお救いに関するものである。〔史料3〕はお救米を各家族に配分した際の帳で、各人(家長)の受領印がある。ここでは「墓守」と「穢多」身分の人口に関してのみ紹介しておく。

表1(史料2)より作成)は谷川村全体に関するもので、同年の三月と四月の救恤対象の人数、「被下米」(お救米)の額などが記されている。注目されるのは、「一、飢人男女」と五地区分が集計されており、「墓守」「穢多」はその後ろに別記されている。

「史料2」 ※目録番号8・横帳
「享保十八年
飢人御救扶持割符帳
丑三月 谷川村」

「史料3」 ※目録番号21・横帳
「享保十八年
御救米墓守穢多渡帳
丑三月

表1 飢人の数

	3月	4月
飢人男女	1200人	1200人
内三組仕分け		
A・B共	514	500
C・D共	561	549
E	125	129
墓守	26	26
穢多	61	61

〔史料2〕より作成 A~Eは地区名表記

ることである。なおこの人数は「墓守」「穢多」の場合は全員に近いであろうが、五地区住民の場合、数字が若干異なっているように、村民のうち救恤対象となった人数のみである。人口資料としてそのままは使えない。

「墓守」は七戸で二五人(他に三才未満が一人存在)、「穢多」は一三

表2-② 穢多分

h	2人(1)人
i	11(3)
j	6(2)
k	4(1)
l	8(1)
m	5(2)
n	9(3)
o	2(1)
p	5(1)
q	4(2)
r	5(2)
s	5(1)
t	9(2)
計	75(22)

表2-① 墓守分

a	4人(2)人
b	3(1)
c	6(3)
d	6(1)
e	2(1)
f	3(1)
g(女性)	1(0)
計	25(10)

()内男子15才以上
〔史料3〕より作成

戸で七五人(申請時は六一人)に配分されている。元禄期に比べ人口増加の様子が分る。なお一人当たり配分はいずれの場合も、男子一五才以上は一人一日米二合、男子四〜一四才・女子は一人一日一合で算定されている。「穢多」の場合、予定人数をオーバーしたため八三・五%に一律削減されている。

最後に、年代不詳の次掲絵図(模写)のAに「土屋左門様領分谷川村」、Bに「谷川村之内穢多村」、Cに「谷川村出郷北畑村」とある。これによ



れば、江戸期より、同村のかわた(えた)身分の人々はやや山沿いの地に居住していたことがわかる。海沿いの地から現在地への移転が伝えられているが、海沿いの地は集落が大きくなった後の姿であろう。

注(1)『紀州経済史文化史研究所紀要』第16号に目録が掲載されている。

(2)川村博忠『国絵図』(吉川弘文館) 一一二頁。

(3)『阪南町史』上巻、九〇五頁。

(4)同村内かわた村の、近世初期の状況については今のところ不詳。起源が中世に遡る可能性もないとはいえない。

(5) 実在していても絵図や地誌等に載らない場合があることに注意しなければならない。

(6) 「泉州小嶋村谷川村深日村見取絵図写」(大阪市立博物館所蔵)。図中に「深山村(紀州)六拾軒」とあるが、天保年間成立の『紀

伊統風土記』によると同村の家数は四二軒であるから、同図は幕末期頃の作であろうか。

(7) 「すがたを消した瓦の村」(多奈川小学校編)、『岬町史』三八七〜八頁。

史料収集の動き

市町村の議会議事録

大阪府下市町村の議会議事録の閲覧を続けて来た。今までに閲覧を終えたのは、三島郡島本町と、和泉、羽曳野、吹田、松原、寝屋川、八尾、東大阪、大東、豊中、高槻、茨木、貝塚、泉佐野の各市で、一三市一町に及んでいる(八月十五日現在、市名の配列は閲覧順)。

今後、他の市町村についても閲覧が必要であるし、すでに閲覧済みの議事録についても、まだ整理ができていないものが多数あり、現時点で全般的な取りまとめを行うのは困難であるが、今までの作業の中で気になったことや特徴的なことなどを断片的ながら紹介してみたい。お世話になった各都市の同和对策室、議会

事務局には深甚の謝意を表したい。

なお、閲覧年は委員会の方針により、おおむね一九七五(昭和五〇)年までにとどめた。

トラホーム対策

一九五〇年代はトラホーム対策が課題となっていた。八尾市では五一年一月議会で、市長の施政方針演説に「トラホーム予防対策の樹立」が掲げられ、全国に先駆けて三年計画の予防対策案が樹立された。五二年九月議会で「市立診療所設置条例制定の件」が提案され、その論議の中でトラホーム患者数と治癒者数など実態が明らかにされた。そして五六年三月議会でも、議員の質問に答えて衛生課長により具体的な数値をもとに相当な成果を上げたことが報告されている。大東市では五七年三月議会で、市長が「一日も早く撃滅し

たい」と所信表明し、五八年には国庫補助がなされることとなった。五九年には患者数の減、国民健康保険の実施に伴いトラホーム対策費は削減された。

不良住宅の除去

五八年六月、大東市議会で、「部落問題解決促進に関する請願」が採択され、「他と比較にならない危険建築物が存在し、放置し得ない状況である」と現状が報告された。八尾市では六一年三月議会で、被差別部落の不良住宅改良問題が取り上げられ、以後、隣保館条例や同和生業資金条例などが相次いで提案された。吹田市では、六五年になって不良住宅立ち退き費が計上され、以後公営住宅建設費が予算化された。先述の大東市では六二年一二月議会で部落問題解決のための請願、①低家賃住宅の建設、②道路の完全舗装と下水の整備、③部落民を近代産業に就職」を国と府に要請することを可決、六六年に至って三月議会で市長は、「本年度で不良住宅改良事業は完了」と答弁した。

差別事件など

六〇年九月八尾市で、共産党の宣伝カー(解放同盟の車両)を暴力団が襲い、この事件への市の対応を求める緊急動議が提案されている。六

四年の八尾中事件も議会で論議を呼び、七一年の木村工機就職差別事件では、一〇〇人以上の事業所における企業内同和問題研修会の完全実施が改めて問われた。また、七一年一二月の大東市議会では「四条中学校の不正常な状態」について論議がなされた。

共産党の差別キャンペーン

部落解放同盟と日本共産党との対立が深まり、共産党議員は各市の議会ですべていっせいに「解同朝田一派の利権あさり」とのキャンペーンを展開した。吹田市では七一年の市長選挙で同市職労の榎原委員長が当選し、六月共産党議員による「公正な同和行政を積極的に進めるための要望決議」が上程され否決されたものの、同市長と部落解放同盟との交渉は紛糾し、臨時議会が流会するに至るが、その間の経緯は議事録上では明らかではない。七二年の吹田二中問題では、九月議会で社共両党の激しい論戦が展開された。豊中市議会でも同様の論議がなされるが、七五年一月議会で部落出身議員が、「同和事業が財政危機の原因であると言いつらす政党もあり、逆差別現象を煽る非常に危険な行為」と厳しく批判した。

戦前の議事録

高槻市、和泉市そして貝塚市では、戦前の議事録を見せていただくことができた。予算関係数値など分析すれば興味深い史実が浮かび上がってくるのではないかと期待される。

その他

八尾市では五七年三月議会で、部

落出身議員が伝統産業である鼻緒製造業の衰退による転職保障、就職差別について当局を追及した。三島郡島本町では七一年一二月議会で「そういう地区はないという感覚で来た」町が、解放同盟支部の結成や、府の勧告もあって同対室を設置している。また、合併問題(八尾、高槻)、

壬申戸籍(茨木)、部落出身議員の「徳川幕府起源論」(大東ほか)など、興味深い論議もあるが、紙数の関係もあり次回に譲りたい。
(久保在久・大阪の部落史委員会事務局)

史料紹介

町村会議録にみる戦前の部落

里上 龍平(大阪の部落史委員会事務局)

大阪の部落史委員会はその史料収集作業の一つとして、府下の市町村に保管されている議会会議録(市町村)については、会議録(綴)・速記録と議決録(綴)・議決書が別々になっている場合がある)の中の、部落に關係のある部分を収集してきた。現在、市町村の中で、戦前期のものも含めて閲覧・収集できたのは次の通りである。

- ・高槻市(一九一八〜七五年)
 - ・寝屋川市(二八七六〜一九七五年)
 - ・和泉市(一九〇一〜七五年)
 - ・貝塚市(一八九三〜七五年)
 - ・旧矢田村(二九〇五〜一九五五年)
- その他、大阪府、大阪市、堺市な

どすでに収集されたものもある。そこで、これら収集した史料について解説するとともに、二つの史料を紹介したい。

市町村会議録は大別すると、議案書(これが原案通りか修正されて議決書となる)と議事録(速記録)から成っている。議決書の内容についてみると、予算書、決算書の他、条例・規程・規約の制定および改正、起債、事業認定、道路認定、町村長の選挙(町村制では町村長は町村会議員の投票によって選ぶことになっており、町村長が同時に町村会議長であった)、町村の助役・収入役および町村委員の選定、町村税賦課率

の議定、請願の承認、町村長の専決処分承認などにかかわる行政文書が綴られている。その他、町村が毎年町村会に提出した事務報告も入っている場合がある。

次に部落に關係ある史料は、次のように分類できる。

- (1) 予算書・決算書の一般会計の地方改善費、屠場費、共同浴場費、融和事業施設費、地方改善応急施設費(以上、款)など、伝染病予防費のトラホーム予防費、地方改良費の隣保融和諸費(以上、項)など。これらは早い町村で大正期に計上されている(例えば麻生郷村・島村―現貝塚市―の屠場費、
- (2) 町村の予算に基づく事業認定、設計仕様書、設計書(青写真)など。それには屠場建築(島村)、浴場建築(矢田村、貝塚町)などがあげられる。
- (3) 戸籍関係、出生・死亡、入籍・除籍など。数年間にわたって戸籍の移動、死亡原因がわかる(水本村―現寝屋川市)。ちなみに、水本村の明治一〇年代の家屋一軒一軒書き上げた調書もある。
- (4) 戸数割の人別賦課、府税戸数割免除者およびその理由、部落費賦課率など(矢田村)。
- (5) 部落産業に關しては、屠場の毎年の手数料、処理された成牛・犢の頭数(麻生郷村・島村、貝塚町)や、硝子珠産業(信太村―現和泉市)などがわかる。
- (6) 役場の事務報告などから融和事業がわかる(麻生郷村・島村、貝塚町)。
- (7) 速記録(この時代は要点筆記)から、当時の部落の実態、町村の理事者や議員の部落認識をかいまみ

ることができる。

〈史料1 矢田村共同浴場改築〉

矢田村は一九二八(昭和三)年度に、特別会計予算として、一万二六九八円四七銭(うち府補助金五五三六円、寄付金二一六二円、村債五〇〇〇円)の浴場改築費(浴場営繕費・公債費)を計上した。浴場は翌年に竣功したが、村には五〇〇〇円というばく大な債務(村の昭和三年度の經常部・臨時部の予算の合計は三万一四七七円)が残された。

議案第二八号

浴場建設及経営ノ件

本村ニ於テ左ノ通り浴場ヲ建設シ之ヲ経営スルモノトス

昭和三年十月九日提出

中河内郡矢田村長 榊井茂夫

記

一、場所 中河内郡矢田村大字富

田百拾八番地ノ二

一、名称 矢田村共同浴場

一、建坪 七拾六坪一合三

理由

一本村大字富田ニ在ル浴場ハ明治三十五年八月建設シ爾來使用シ来ルタルニ、年ヲ遂フニ隨ヒ其腐朽甚ダシク、大正九年頃修繕ヲ施シタルモ廢頽シアリタル為

其効奏セズ、現時ニテハ到底營繕ノ保持ニ困難ヲ来シ、改築スル所以ナリ

議案第三一號

本村浴場使用条例左ノ通り設定スルモノトス

昭和參年十月九日提出

中河内郡 矢田村長 榊井茂夫

理由

一從來本當造物タル浴場使用ニ関シテハ、之ヲ請負ニ付シ請負人ヨリ一定ノ賃貸料ヲ徴収シ来リシモ、右ハ法令上請負ニ付スル規定ナキノミナラズ、浴場ノ使用ニ就テハ条例ヲ設定シ使用料ヲ徴スベキモノナルヲ以テ、茲ニ本条例ヲ設定スル所以ナリ

中河内郡矢田村条例第 号

矢田村浴場使用条例

第一条 本村ノ浴場ヲ使用セントスルモノハ本村所定ノ収入証紙ヲ以テ使用料ヲ納付スベシ

但シ村長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ使用料ヲ免除スルコトアルベシ

使用料及収入証紙ハ左ノ区分ニ依ル

一 大人一回ニ付一葉 金壹錢五厘

二 小人一回ニ付一葉 金壹錢

年齢十五年以上ノ者ヲ大人トス

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ入浴ヲ許サズ

一看護ヲ要スルベキ老幼病者ニシテ付添人無キ者、

其他危険ヲ認ムル者

二 他人ノ嫌忌スベキ疾患アル者

三 其他村長ニ於テ入浴ヲ許スベカラズト認ムル者

付 則

本条例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本条例ニ関スル必要ナル細則ハ村長之レヲ定ム

〔昭和三年村会々議録綴〕矢田村役場)

〈史料2 大阪府公道会員塚町分会〉

一九二八(昭和三)年に設立された融和団体、大阪公道会は各村に分会を設置していった。その分会の活動の一端がわかる史料である。

本町ニ於テハ已ニ融和ノ実ヲ挙げツ、アレ共、尚其徹底ヲ期スル為メ、本年度ニ於テモ大阪府公道会

主催ニテ左ノ事業ヲ行ヒタリ

公道会婦人會員の募集

料理法実習會並ニ融和講演會

青年融和講習會へ出席

部落經濟更生指導會出席

現在會員數ヲ挙グレバ

普通會員數	寺院會員數	計
八一	三二二	一一二

〔昭和八年事務報告書及財産表〕 貝塚町)

本會事業トシテハ専ラ泉南郡支部ト共同主催ニテ、沢浄國寺ニ融和青年講習會ヲ開催シ、町青年團員ヲ始メ他町村青年團ノ出席ヲ求め、融和ニ関スル講演會アリ、又他町村ニ於ケル同講習會へハ力メテ團員ヲ派遣聴講セシメタリ、尚本町三小学校ニハ秋季映画會ヲ催シ、府ヨリ講師ノ出張ヲ求め、学童ニ対シ融和及精神ノ徹底ニ力メタリ、此ノ外本會事業トシテ左記ノ通り補助セラレタリ

金額	事業	人員	官 衙
一〇〇	円 高等小学校及青年学校ニ在リテ成績優良ナルモノ	一四	大阪府公道會長
一〇〇	トヲホーム診療所 經費中へ補助	一四	大阪府公道會長
			大阪府公道會

〔昭和十一年中貝塚町事務報告及財産表〕

図書紹介 「被差別部落の民俗伝承 大阪」

サンダラと「赤」の民俗

松原 右樹 (大阪府立伯太高校)

和泉市の南王子村の発生伝承地として「ドキ原」が知られているが、実は今一つ、サンダラ(サンダワラともいう)と称する土地がある。八坂神社の北、八軒町の下で、現在はJRの踏切付近に当たるが、かつては川の堤となっていたところである。ここは、豊臣秀吉の軍勢と戦って敗れた落武者達が来て、隠れ住んだ、という伝承も残っている。

ムラの一つの境界地であるこのサンダラの地名は、梵語の「旃陀羅」から起きたと説く知識人がいるが、それは牽強附会である。センダラとはインドの最下層の賤民を指す言葉で、わが国では差別戒名に用いられた経緯もあるので、ムラの発生地にこれが使われたと思ひ込んでしまつたらしい。

実はこの地で、サンダワラ(米俵の両端につける円型のフタ)を用いた「疱瘡神送り」のまじないが戦後まで行われており、そこから起きた地名である。サンダワラのことをサンダラポッチ(棧俵法師)とかサン

ダラというのは全国的な現象で、センダラとは全く無縁である。

* * *

サンダワラという言葉は、近世では「疱瘡」そのものを意味するようにもなるが、それは疱瘡神の依り代であったからである。近世の歌川芳藤の「麻疹送出シの図」を見ても、麻疹の神はサンダワラに乗せられて送り出されていく様子が描かれている。麻疹と疱瘡とは本来別のものがあるが、民間ではその区別が曖昧で、麻疹のことを「赤疱瘡」といい、類似の呪的治療法が行われているのは興味深い。疱瘡神も麻疹神もサンダワラに乗って移動するというのが、近世以来の半ば常識であった。

和泉市の場合も、サンダワラに赤い紙を敷き、達磨と赤飯(またはアソコモチ)を乗せ、ロウソクを立てて川堤へ置きに行ったという。赤色を強調するのが「疱瘡神送り」の伝統的な特徴である。前述の「麻疹送出シの図」でも、大きなサンダワラに乗せて担がれた「麻疹神」の背

後には赤い御幣が立ち、前には赤い紙の敷き物に赤い鏡餅が供えられている。榎本正三著『赤の民俗』(審書房発行)には、利根川流域の疱瘡神と庶民のくらしの関わり方が詳述されており、赤色のもつ呪的な力や習俗の実態が明らかにされている。それによると、石祠型の疱瘡神塔に赤い幣束が納められていたり、また、石に彫られた神像の肩に担いでいる幣束が赤く朱で染められているという例がたくさん挙げられ、疱瘡神と赤とは、深い重要な関わりのあることが指摘されている。

* * *

もともと「赤」は、物忌のしるし、神に仕える者の資格を示すものとして重要な役割を果たしてきた。神の領域、いわば異界の存在を赤で表象したのである。すでに古墳時代からその風習はあったようで、人物埴輪の顔面に赤い彩色を施したり、石室や棺を赤く塗ったり、また、赤く染まった人骨が発掘されたりしている。伊豆諸島では、海で死んだ者はカイナンボシと呼ばれ、赤い帆をあげた赤い船で出現すると伝えられているのも、それがこの世ならぬ存在であるからなのである。

中世では、赤・柿色が異界の象徴

として、聖なる色と同時にケガレを意識させるようになった。「赤」という名の河原者がいたり(北野社家日記「延徳二年四月十三日」、芝居小屋の鼠木戸の番人が赤覆面をしていたり、正月の祝祭的空間をさすらう門付芸能の節季候が赤い布巾で顔を覆っていたり、また、検非違使、犬神人、「癩者」が赤色・柿色系の衣服をまとったりするのも、異界意識に基づくものである。赤い衣裳は、神事・法事における神職や巫女、僧侶にも見られるほか、米寿・喜寿・還暦の老人たちも赤のちゃんちゃんこを着、早乙女は赤袴や赤い前掛けをするなど、いづれも異界の存在としての意識が底流しているのである。疱瘡神送りのまじないも、異界へ送り出すにふさわしい「赤」がさかんに用いられるのも、当然の成り行きであったわけである。



再考

解放令以前の「渡辺村の歎願書」をめぐって

左右田 昌幸 (本願寺史料研究所)

恥ずかしながら、自己の勉強不足を告白しなければならない。

慶応三(一八六七)年五月に摂津

国渡辺村が土佐藩の後押しによって幕府へ御用金献納依頼の見返りに、身分呼称における「穢多」の二字の削除を歎願したことについては、近世末から近代初頭への移行期を扱ったことのある部落史研究者にはよく知られた事実なのであろう。『新修大阪の部落史』の下巻(以下、下巻・上巻と略)でも北崎豊二氏による簡略な記述がある。氏は周知の史料と判断されたためか、あえて史料の引用はされていないほどなのであるが、筆者が担当した上巻の宗教分野の記述においては、渡辺村の真宗を通してみた近代への動向に触れながら、筆者の勉強不足から史料の存在そのものが視野に入っておらず、全く触れることができなかった。北崎氏が、出典として注記されたのは『編年差別史資料集成』(一九九卷、三二書房、一九九二年。以下、『集成』と略)で、同時にほぼ同内容の史料が石尾

芳久氏によって提示されている(『明治維新と部落解放令』三二書房、一九八八年)ことも注記しておられる。しかし、これまで史料の内容が比較的よく知られているにもかかわらず、史料の性格はかなりのテキストクリティークが必要であることには注意が払われて来ていないように思われる。たとえば、『集成』が典拠としたのは、尾佐竹猛が昭和九年七月に刊行した『明治文化叢説』(学芸社)といういわば二次史料であり、石尾氏が前記の書に全文引用されたのは網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)に所収の「中世文書に現れる『古代』の天皇」(『史学雑誌』八五―一〇、一九七六年)からの孫引きであり、元の史料を提示された網野氏の典拠は、尾張徳川家の蓬左文庫に所蔵される『世態志』である。

渡辺村の慶応三年五月のこの歎願書については、近年、近代日本思想体系二二「差別の諸相」(岩波書店、一九九〇年)にも東京都立公文書館

蔵『藤岡屋日記』(以下『日記』と略)に筆写されたものが翻刻され、さらに『日記』そのものも刊行されており(十五卷、三二書房、一九九五年)、史料の内容のみを知ろうとする向きにはテキストが選り取りみどりの状態になっている。

実はほかにも、本願寺史料研究所保管の西本願寺文書に含まれる幕末の政治・社会情勢の探索書に、ほぼ同文の歎願書が含まれている。表紙の記載は、以下のごとくである。(表紙)

「慶応三年丁卯年五月

御目付

時勢探索言上簿

留役所」

この表紙にある「御目付」とは、西本願寺で幕末期の混乱した京都を中心とした政治・社会情勢を探索するために設けられた役で、この冊子はその報告をまとめて筆写したものであると思われる。本文は、これまで紹介翻刻されているものとはほぼ同文であるが、別テキストとして以下に翻刻紹介しておく。

大坂穢多渡辺村より歎願書大意

一 此度御用金被仰付、私共身分二

取冥加至極難有仕合奉存候、就

私共身分之義、元来往古神功

后宮三韓御征伐之御御供被仰

付、彼地へ罷越候処、彼地之風

習一体二獣肉を食物といたし、

自分食習ひ帰朝之後も、於日本

獣肉を食候所、神国清浄之地

二穢多肉を食候条、朝勤不相成旨

を以、浄人穢人と被為分、私共

へ、已後一切不浄掛り之御用可

相勤様被仰渡候二付、其後陵等

之御用も度々相勤罷在候、且除

習難止、穢肉食を成候処、猶

又被忌獸類等之不浄物、私共へ

被下置取扱仕候様被仰付候処

方、終二人間之交りも不相成様

成行候事、悲歎残念之次第二御

座候、然ル処先年以来異国と和

親交易相願候所、遂二攘夷御期

限被仰出候二付、私共へ先鋒被

仰付候ハ、一統死力を尽し相

働、御国恩を奉報度旨出願可仕

存心二候処、追々御和親二相成

趣奉承度、然二右外国人義者一体

二獣肉食風義二有之、左候得者私

共獣肉を食し候、御国地を穢

し奉る候処、四民之外二御遠さ

けられ候段、誠二以歎ケ敷次第

二奉存候、何卒私共身分二於て

穢多者二字を御除被為下置候

ハ、広太之御慈悲難有奉存候、

猶今般被仰付候御用金も、銘々

家財を傾ケ奉獻納候間、此段御
聞届被成下置候様、奉願上候、
已上

右之通願出候よし、是^書土藩
より渡辺村へ尻押と申風聞
也

この史料そのものには年月日が注
記されていないが、前後の記述から
判断して慶応三年五月頃として間違
いない。この史料によつて、すくな
くとも原史料としては、名古屋の徳
川家の『世態志』、江戸の書肆藤岡屋
由蔵の『日記』、京都西本願寺の『時
勢探索言上簿』（以下『探索簿』と略）
の三点が確認できることになる。こ
の三点の内では、『日記』には『世帯
録』『探索簿』に含まれない情報が含
まれている。『日記』の注目は、歎
願書の署名を「摂州渡辺村穢多頭又
右衛門」とすることである。

以上の内容を踏まえて、上巻にお
ける筆者の記述に対する反省点や課
題を以下に思いつくまま記してみた
い。

第一点。上巻で筆者は、幕末期に
おける渡辺村徳浄寺よりの阿弥陀寺
の分立に、渡辺村における真宗を媒
介にしたヘゲモニー争奪の動向を見
た。しかし『日記』における渡辺村
の歎願書の差出者が太鼓又こと太鼓

屋又右衛門という記載が正確なもの
であったとすれば、徳浄寺から分立
した阿弥陀寺を実質的に牛耳ってい
たであろう播磨屋五兵衛と阿弥陀寺
門徒らの明治四年正月の歎願（上巻、
三五五頁）と慶応三年五月の太鼓屋
又右衛門の歎願との間に、前記した
幕末期から頭在化していた渡辺村内
のヘゲモニー争奪における階層間の
闘争の問題をより突き詰めて考える
べきであった。「渡辺村の近代への動
向」というとき、単純に渡辺村を画
一的には捉えることは出来ないし、
渡辺村の新興有力層の意識面での
「新しさ」（上巻、三五六頁）など
という曖昧な表現で済ますことはでき
ないであろう。

さらに、太鼓屋又右衛門や播磨屋
五兵衛の歎願書以外にも、筆者の紹
介した明治四年四月の万宣寺の届書
（上巻、三五六〜七頁）にみえる安
楽寺・仏称寺や「三木郡村々寺々」
の動向や、北崎氏が下巻で史料を引
用して記述された（三八〜九頁）福
田村の事例などにも視野を広げれ
ば、歎願はそれぞれ歎願する村の中
の階層なり集団なりを背景になされ
るとしても、それらの階層なり集団
が属する村々の真宗寺院が（惣道場
であれば門徒団の意志に重点がある

ことになるが、門徒団の中にも階層
差が存在したはず）、西本願寺にも
「白地同様」の取扱（一般の寺院
として取扱）を求めて行動する時は、
「寺院全体の意志」や「門徒団全体
の意志」として表明される。とすれ
ば、村の真宗寺院が「穢寺」という
「寺格外の寺格」を脱すること――
そのことが持っている教団制度上の
意味ではなく、地域社会へのリアク
ション、あるいはその寺院が寺基を
置いている村そのものの脱「穢村」
化の動向へのフイードバック――こ
の持つていた意味も追求すべきで
はなかつたかと反省するのである。

次はテキストクリティック上の問
題である。そもそも『日記』『世態志』
『探索簿』は、すべて「伝聞」を記
録した史料である。しかし、単なる
口頭の「伝聞」であるにしては、三
つの記録とも異同が少なすぎるので
はないか。しかもその「伝聞」を記
録した場所が、江戸・名古屋・京都
と地域的な拡がりを持ち、「伝聞」を
記録した主体も江戸の書肆・京都西
本願寺・尾張の徳川家（ただ網野氏
によれば『世態志』の奥書に「右原
本、長谷川行氏所蔵、大正二年春借
用謄写校正」とあり、尾張徳川家に
よる幕末政治情報の収集とは単純に

言えない側面があり保留が必要。『世
態志』そのものの研究が必要である）
という階層の多様性を示している
となると、これは口頭「伝承」として
幕末期の社会に膾炙したのではな
く、「活字」として流通していた情報
であったと想像される。また歎願書
の日付に注目すると、『日記』は「慶
応三丁卯年五月、於京師」とし、『世
態志』と名古屋控訴院判事を歴任し
た尾佐竹の『明治文化叢説』は「卯
二月」とし（情報元の同一性を示唆
する）、『探索簿』は無年記とし、こ
れも一定していないということは、
活字文字情報としては複数のテキス
トがもともと流通していたと考えら
れるかもしれない。この点からすれ
ば、「穢多村」の動向をニュース性を
持った情報として消費する幕末期の
社会というものを、あるいはその様
な社会的な視線に晒された「部落」
という視点とともに、部落史の側か
ら捉え返すことも必要になってくる
であろう。

以上、個人的な勉強不足を棚にあ
げて、筆者にとっては過重な課題と
反省を記したが、今後の「大阪の部
落史」に筆者が関わる時に、頭の隅
に置いて史料を読み込みたいと思っ
ている。

それにしても、「大阪の部落史」に
関わる他の分野の研究者に、宗教(真
宗)関係の史料が、もつと利用され
てもいいのではないかという印象を
持つ。宗教分野を担当する筆者と他
の分野の担当者だけでなく、それぞ
れが担当分野の史料を共有化できる

場、さらに史料を共同で(もちろん、
視点や問題意識の違いは違ひとして
尊重しながら)検討できるような場
が設定できないものであろうか。こ
とに時代の移行期を扱うときには、
是非、必要なことと思うのだが、い
かなものであろうか。

ひと

堀田又吉―部落改善事業の再評価に向けて―

富坂 賢(貝塚市郷土資料室)

堀田又吉は、一八七〇年、大阪府
泉南郡淡輪村に生まれ、その後半生
を部落の改善事業に捧げたひとであ
る。これまで堀田又吉の行跡につい
ては、『融和事業功労者事蹟』(一九
三二年中央融和事業協会)や、『岬町
の偉人 堀田又吉』(一九八一年岬町
教育委員会)などが知られている。
そして、これらの資料とともに地元
の教師グループ等によって新たな研
究や資料発掘が進展している。

堀田又吉の生まれた泉南郡淡輪村
は現在の岬町に属し、かつては淡輪
村をはじめ、谷川・東畑・西畑・小
島・深日・孝子の七村があった。こ
のうち被差別部落は谷川・淡輪の二
か村にあった。淡輪村の部落は峰地
蔵と呼ばれる地区で、一九一八年『大

阪府部落台帳』によれば、戸数一〇
一、人口四九八人、その内八割は農
業に従事するといった集落であつ
た。

この峰地藏でけっして裕福ではな
い家庭に生まれた堀田又吉は、一八
九九年、三〇歳のときに妻子を残し
て単身カナダ・バンクーバーへと渡
航する。ここで製材業に従事したと
いうが、このときの海外移住の本心
は明らかでない。しかし、当時の移
民熱、とくに北米への出稼ぎ移民の
中に身を投じたことは確かだろう。

一九三三年に堀田又吉自身により
「私の生い立ちの記」が記されたが、
その中でも「日清戦争の大勝利は我
が国運の進展に拍車をかけ(略)国
勢進展の波に乗って渡米すべく決心

した」とある。しかし妻が病死した
ため、一九〇二年に一旦帰国・再婚
し、雑貨商を営みながら長女の養育
に努めていたが、〇四年になると今
度はアメリカ・ワシントン州に渡航
し、農園を買い取り、〇六年には妻
子呼び寄せ農業を始めた。この二
度目の出稼ぎは十一年に及び比較的
順調にいったようだが、長女の
病死、そして自身の病氣もあり、つ
いに一五年、療養と捲土重来を期す
る目的で帰国した。

ときに堀田又吉は四六歳になって
おり、静養のうえ三度目の渡航のた
めの旅券下付も許可されていたのだ
が、このときに至り、彼は俄然地域
の困窮に目を向け、その改善に意を
決したとい

う。そのと
きの事情を
先の『融和
功労者事蹟』では「帰
朝後氏は永
く遠ざか
つてゐた郷
里淡輪村の
状態を見る
につけ、部
落住民の教

育程度が氏の広く見聞した一般社会
の進歩発達に比し余りにも劣つてゐ
ることを痛感し、之が向上を図るべ
く先づ青少年の補習教育の必要を唱
へ、予て米国に渡航を志し既に渡航
券の下附まで受けしが、偶ま^(文字)が既
に着手せる部落事業の隆替如何に思
い及び、翻然として渡航を断念して
一意同地の改善向上の為に後半生
を献ぐべく堅く決心した」と記し、
同和奉公会大阪府本部がまとめた
『堀田又吉伝』や前掲「私の生い立
ちの記」『岬町の偉人 堀田又吉』で
もほぼ同趣のことが書かれている
が、なぜ通算一五年近くも海外で暮
らし、再々度の渡米まで準備してい
た彼がここで急に部落の改善事業に



水道開通のよろこびを記念して建てられた碑

身を投ずるようになったのか。確かに自身のある程度の成功と出身地の貧困の現実的落差に心が揺り動かされたことはあろう。しかし、そのような貧困な社会から脱け出すための海外雄飛であったのであり、米国の「進歩発達」といつても当時すでに日本人移民にたいする排斥運動が起こっており、とても彼の地の自由社会と出身地の閉鎖性・後進性を見比べて義憤に駆られるなどという単純な図式では捉えられない。今後の課題である。

ともあれ、こうして郷里に止まった堀田又吉は文字通り、その後半生を部落改善事業に捧げた。彼は一九四八年に七九歳で死去するが、その間に手掛けた事業を列挙すると、①私立峰地蔵実業補習学校の設置（一六年大阪府認可）②上水道の施設（一八年完成）③道路改修（一七年）④経済更生組合と貯蓄組合の設立⑤織布工場の誘致による産業の振興（一五年）⑥植林事業（一五年）⑦墓地の拡張（一二年）、等々である。このような改善事業は同時期に各地で見られたものであったが、事業に奔走する彼は、地元の部落惣代・青年団長・村会議員などの役職を歴任する一方で、二六年に泉南郡の融和

団体である「誠和会」の幹事となり（二八年には大阪府公道会理事となる）、その名を広く知られるようになった。そのため二六年に中央融和事業協会から感謝状を、三三年には高松宮厚生資金から銀製花瓶を貰い受け、さらに同年、天皇皇后出席のもと新宿御苑で催された観菊会に招待されている。この一連の賞典に対して「生い立ちの記」では「昭和八年の六十四歳の一年は私にとって実に光栄の連続してた恵まれた年であった（略）草莽の微臣たる私は聖恩のありがたさに感泣し、いよいよ至誠奉公を誓ったのである」と帝国臣民としての誉れをうたっている。しかし、四〇年に編纂された『淡輪村誌』には堀田又吉や峰地蔵地区の事業については一切触れられていない。これは、部落の改善事業と一般の農山漁村経済更生運動が区別されていたことを示唆するものである（ちなみに淡輪村は泉南随一の模範村として有名であった）。

さて、部落解放運動にとって水平運動は善であり、改善事業・融和運動は体制に取り込まれた行動で悪であったというような単純な対立図式は成立しない。そこで堀田又吉のような人物の今日的評価の必要が生じ

ていると思われる。ただしその場合、部落出身者の堀田と、部落外出身者として同じように改善事業・融和事業に取り組んだ人物、とくに泉南郡では貝塚の福原正雄に代表される地方名望家では区別されなければならぬ。それと彼らの行動の本質を郷土愛や義侠心といった抽象的なナシヨナリズムに単純に収斂するものであってもいけないと思う。

研究会・日程

古代部会 ― 一〇月五日(土)午後二時
 「古代の被差別民」……森明彦

中世部会 ― 九月二十八日(土)午後二時
 「中世庶民芸能について」……南川久子

近世部会 ― 一月三〇日(土)午後二時

「『京都の部落史』(史料近世1・2)の合評」

近代部会 ― 一〇月二六日(土)午後二時

現代部会 ― 二月七日(土)午後二時
 「マイノリティの産業―履物業を中心に」……福原宏幸

合同部会 ― 一〇月一二日(土)午後二時

時

「渡辺俊雄」いま部落史がおもしろい「の合評」……中尾健次・里上龍平

寄贈図書一覧

- ・堺市制百年史、一九九六年(堺市)
- ・豊中市史第一〜四巻・一九五九〜六五年、史料編一〜四・一九六〇〜六三年(豊中市編纂委員会)
- ・忠岡の歴史第一〜四号、一九七九〜八六年(忠岡町史編纂委員会)
- ・崇仁地区寺院調査中間報告書I西方寺、II浄徳寺、III正覚寺(崇仁地区の文化遺産を守る会)
- ・関西大学人権問題研究室紀要第35号、一九九六年(関西大学人権問題研究室)
- ・一九九五年度世界人権問題研究センター年報、一九九六年(世界人権問題研究センター)
- ・枚岡市史第二巻別編・一九六五年、第四巻史料編2・一九六六年(枚岡市史編纂委員会)